

【利用者負担額（保育料等）について】

《開園・開所時間と利用者負担額の設定》

1号認定 開園時間	時 間			
	9:00	14:00	16:00	18:00
		教育標準時間	一時預かり保育	
保育料		無料	← 一時預かり保育料 →	
給食費		主食費＋副食費		

2号認定 開所(園)時間	時 間			
	7:30	8:00	16:00	18:00
	早朝保育	保育標準時間		
保育料	無料	無料		
給食費		主食費＋副食費		
	早朝保育	保育短時間	延長保育	
保育料	無料	無料	延長保育料	
給食費		主食費＋副食費		

3号認定 開所(園)時間	時 間			
	7:30	8:00	16:00	18:00
	早朝保育	保育標準時間		
保育料	無料	3号認定 保育標準時間 保育料		
給食費		無料(保育料に含む)		
	早朝保育	保育短時間	延長保育	
保育料	無料	3号認定 保育短時間 保育料	延長保育料	
給食費		無料(保育料に含む)		

●納付方法について

こども園 保育所	保育料及び副食費は口座振替を推奨しています。 毎月の月末（休日の場合はその翌営業日）に指定の口座から引き落とします。 延長保育料、主食費（こども園のみ）は施設に直接お支払い下さい。 一時預かり保育料は、取り扱い金融機関又は役場会計窓口にお支払いください。
小規模保育園	保育料及び延長保育料は施設に直接お支払い下さい。

●利用者負担額の算定基準について

利用者負担額は、世帯の収入及び町民税額により決定します。

適用年度	所得を計算する年	町民税課税年度
令和3年9月～令和4年8月負担額	令和2年	令和3年度
令和4年9月～令和5年8月負担額	令和3年	令和4年度

● 1号認定

◎保育料：全ての方が無料

◎主食費：月 300 円

◎副食費：月 4,100 円

ただし、所得割額 77,101 円未満の世帯は無料です。

また、第3子以降(※1)の副食費は無料です。

※1) 第3子以降とは…

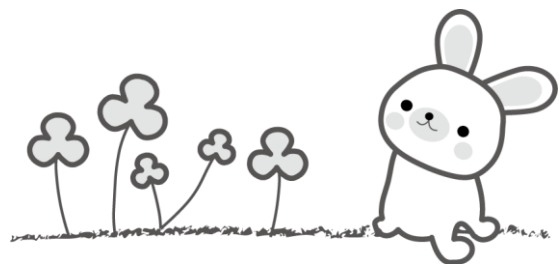
同一世帯にいる小学校3年生までの児童のうち、年齢の高い順に数えて3人目以降となります。

●一時預かり保育について（1号認定）

階層区分		一時預かり保育料（1回当たり）		
		9時～14時	14時～16時	16時～18時
1	生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	500円	0円	0円
3	市町村民税均等割のみ課税世帯	500円	450円	300円

預かり保育は、保育の必要性が認定された場合（就労等）は、預かり保育料が1日450円以内で無料となります。該当すると思われる方は、利用日までに、次の書類を子育て応援課または当該施設まで提出してください。（基本的には2号認定への変更をお願いさせていただきます。）

- ① 施設等利用給付認定申請書
- ② 保育を必要とする理由を証明する書類



● 2号認定（3～5歳児クラス）

◎保育料：全ての方が無料

◎主食費：月 300 円（こども園のみ）

◎副食費：月 4,100 円

ただし、所得割額 57,700 円未満（※2）の世帯は無料です。

また、第3子以降(※3)の副食費は無料です。

※2) ひとり親世帯等については、所得割額 77,101 円未満の世帯は無料です。

※3) 第3子以降とは…

同一世帯にいる幼稚園・こども園・保育所（園）、小規模保育所に入所している児童のうち、年齢の高い順に数えて3人目以降となります。

また、所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯で、18歳未満の児童のうち3人目以降の場合は、第3子以降利用者負担額減免申請書を提出いただくと、副食費が免除となります。

●3号認定（0～2歳児クラス）

◎保育料：世帯の所得割課税額によって異なります。下の表のとおり。

◎主食費：下の表の保育料に含まれているため支払いは不要です。

◎副食費：下の表の保育料に含まれているため支払いは不要です。

階層区分		利用者負担額(月額)		第3子以降減免の場合(※)
		保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0円	0円	無料
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
3-1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	16,000円	14,000円	
3-2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,000円	17,000円	
4-1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	23,000円	21,000円	
4-2	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	25,000円	23,000円	
4-3	市町村民税所得割課税額 61,900円以上79,500円未満	28,000円	26,000円	
4-4	市町村民税所得割課税額 79,500円以上97,000円未満	30,000円	28,000円	
5-1	市町村民税所得割課税額 97,000円以上103,100円未満	36,000円	34,000円	
5-2	市町村民税所得割課税額 103,100円以上169,000円未満	42,000円	40,000円	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	50,000円	48,000円	無料 または 1/3減免
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	60,000円	58,000円	
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	72,000円	70,000円	

※第3子以降とは…

同一世帯にいる幼稚園・こども園・保育所・小規模保育所に入所している児童のうち、年齢の高い順に数えて3人目以降となります。この場合は、所得に関係なく無料となります（第2子は半額）。また、所得割課税額が57,700円未満の場合は、生計同一の児童のうち、第3子以降は無料となります（第2子は半額）。

第3子以降利用者負担額減免申請書を提出いただくと、18歳未満の児童のうち3人目以降の保育料が減免（無料または1/3減免）となります。

（詳しくは次ページ【利用者負担額の減免について】をご確認ください。）

●延長保育について（2・3号認定）

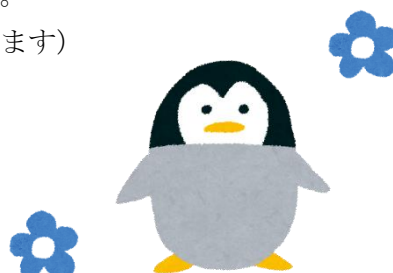
階層区分		延長保育料（1回あたり）
1	生活保護世帯・非課税世帯	0円
2	課税世帯	300円

短時間認定のお子さんが、延長保育を利用された場合は、1日当たり300円の利用料が必要です。

【利用者負担額の減免について】

町では、多子世帯、ひとり親世帯、障害者のいる世帯の保育料等の負担軽減を図るため、減免・免除制度を設けています。減免又は免除を希望される方は、所定の申請用紙に必要な書類を添付のうえ、こども園、保育所、小規模保育園又は子育て応援課へ申請してください。

(申請書は、こども園、保育所、小規模保育園、子育て応援課にあります)



●多子世帯（児童が複数人いる場合）（3号認定のみ）

◎市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の場合

年齢の高い順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※年齢の高い順とは…

- ・19歳の年度以降：年齢・住所に関わらず、保護者と生計が同一の子や孫等。
- ・18歳の年度まで：年齢・住所に関わらず、保護者が監護し、生計が同一の「子ども」

◎市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上の場合

同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、こども園、保育所（園）、小規模保育所に入所（利用）している場合の保育料は、入園（所）している児童のうち年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

必要な書類	同一世帯の場合	<u>申請書の提出は不要</u>
	監護し、生計が同一の子が別住所の場合	◆利用者負担額減免申請書 添付書類 監護していることが確認できる書類
	私立幼稚園等に通園している場合	◆利用者負担額減免申請書 添付書類（他の施設に通園していることがわかるもの） 例 在園証明書

●第3子以降の児童が在園（所）している場合（2号認定または3号認定）

3人以上の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）を養育し、そのうち3人目以降に出生した児童について、申請によりその児童の保育料または副食費が免除または減免となります。

- ・2号認定の場合 所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯は副食費が無料
- ・3号認定の場合 所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯は保育料が無料
所得割額 169,000 円以上の世帯は保育料の 1/3 を減免

必要な書類	◆ <u>第3子以降利用者負担額減免申請書</u> ※すべての児童が与謝野町内のこども園・保育所(公立)・小規模保育園に通園している場合は申請不要です。
-------	---

●ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯（2号認定または3号認定）

2号認定または3号認定で、次に該当する世帯は申請により保育料等が減免・免除となります。

1. 母子（父子）世帯

2. 下記に該当する在宅障害者（児）のいる世帯

*身体障害者手帳の交付を受けた方

*精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

*療育手帳の交付を受けた方

*特別児童扶養手当の支給対象児童

・2号認定の場合

所得割額が57,700円以上77,101円未満の世帯は、副食費が免除。

・3号認定の場合

保育料の階層が第3-1階層又は第3-2階層と認定された世帯は1,000円減額に加え、第1子は半額、第2子以降は無料。市町村民税所得割合算額が77,101円未満（第4-1階層から第4-3階層の一部まで）の場合、第1子は半額、第2子以降は無料。

《ひとり親世帯等の場合の保育料（3号認定）》

階層区分		利用者負担額(月額)		第2子以降の場合
		保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0円	0円	無料
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
3-1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	7,500円	6,500円	
3-2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	9,000円	8,000円	
4-1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	11,500円	10,500円	
4-2	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	12,500円	11,500円	
4-3	市町村民税所得割課税額 61,900円以上77,101円未満	14,000円	13,000円	
	市町村民税所得割課税額 77,101円以上79,500円未満	減免適用外		
4-4以降	市町村民税所得割課税額 79,500円以上			

必要な書類	母子、父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者負担額減免申請書 ◆母子、父子世帯であることが確認できる書類 (例) ひとり親医療証の写し、児童扶養手当証書の写し
	在宅障害者（児）のいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者負担額減免申請書 ◆障害のあることが確認できる書類 (例) 各種手帳の写し、特別児童扶養手当受給者証の写し

●園児が病気により長期にわたり欠席した場合（3号認定）

園児が病気により保育料の基準となる月の欠席日数が11日以上の場合は1/3の額、欠席日数が18日以上の場合は2/3の額が減免となります。

必要な書類	◆利用者負担額（保育料）減免申請書 添付書類（病気のため長期にわたって欠席していることがわかるもの） 例 医療機関等の発行する医療費明細書等
-------	--

●給食の提供を受けた日数が少ない場合（1号認定、2号認定）

次の①～④に該当する場合は、給食の提供を受けた日数に応じて給食費（主食費・副食費）を減免します。

（※提出していただく書類はありません。）

		徴収金額
①	月の途中で入園または退園したとき	日額×提供を受けた日数
②	食物アレルギー等の理由で給食を停止したとき	日額×提供を受けた日数
③	その月において給食の提供を受けた日数が0日～5日の場合	日額×提供を受けた日数
④	その月において給食の提供を受けた日数が6日～10日の場合	半額

※日額・・・ 主食費 15円
副食費 205円

